

「国際文化交流の祭典の実施の推進に関する基本計画（案）」の概要

本計画策定の背景

- 我が国で世界の関心を集める国際文化交流の祭典を実施することは、世界の文化芸術の発展への貢献、我が国の国際的地位の向上等の観点からも重要な課題である。また、地域の歴史や風土等を生かした地域の祭典は、活力ある地域社会の実現につながるものとして一層推進していくことが必要である。
- 文化芸術基本法は、芸術祭の開催又はこれへの参加について明示的に規定している。また、平成30年6月、議員立法により「国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律」（以下「祭典法」と言う。）が成立した。

**国際文化交流の祭典の実施の推進に関する基本的な計画かつ
国際文化交流の祭典の振興にあたっての指針として本基本計画を策定**

1. 国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策についての基本的な方針

(1) 我が国における国際文化交流の祭典に係る現状、課題

- 「ヴェネツィア・ビエンナーレ」や「カンヌ国際映画祭」に比肩するような大規模な祭典は行われていない
- 創造的な内容の企画、優れた芸術家の世界の多様な国又は地域からの参加等により国際的に大きな影響力を有し、国内のみならず海外からも多数の来訪者が得られる国際文化交流の祭典の実施を目指すことが求められる。

(2) 祭典法の目的、基本理念及び定義

○目的（祭典法第1条）

国際文化交流を通じた心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与するとともに、世界の文化芸術の発展に貢献し、あわせて我が国の国際的地位の向上に資する。

○基本理念（祭典法第3条）

- ① 国際文化交流の場の提供による世界への貢献、我が国に対する諸外国の理解の深化、国際相互理解の増進を図る。
- ② 創造的な内容の企画、優れた芸術家の世界の多様な国等からの参加等により国際的に大きな影響力を有し、国内外から多数の来訪者が得られる国際文化交流の祭典の実施を目指す。
- ③ 全国各地において多彩な文化芸術に係る国際文化交流の祭典が実施されるようにする。この場合に、地域住民等の参加・協力が得られ、地域の特性が生かされるようにする。
- ④ 青少年が世界レベルの文化芸術に接する機会を充実させる。
- ⑤ 国際観光の振興や地域の活性化等の関連施策との有機的な連携を図る。

○定義（祭典法第2条・第8条）

<国際文化交流の祭典>

国際文化交流のために行われる複数の公演、展示等からなる文化芸術に係る国際的な催しであり、我が国において行われるもの

<大規模祭典>

国際文化交流の祭典のうち、基本理念②の国際文化交流の祭典及びこれを目指して実施される大規模な国際文化交流の祭典

(3) 基本計画の位置付け

- 祭典法は「大規模祭典」及び「地域の祭典」の双方について推進のための国の施策を規定している。
- 国際文化交流の実施の推進に関する基本的な計画かつ国際文化交流の祭典の振興にあたっての指針として本基本計画を策定する。
- 地域の祭典の実施を推進するために、「地域の祭典も含めた国の施策」だけではなく、「大規模祭典のための国の施策」に記載された施策も実情に応じて取り入れることが有効である。

2. 国際文化交流の祭典の実施の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

(1) 大規模祭典のための国の施策

○大規模祭典の継続的かつ安定的な実施

- ・大規模祭典を継続的かつ安定的に実施するため、多様な専門的人材の確保・養成を図る。
- ・多くの人々の関心を得るため、より開かれた空間での実施、芸術家の自由な発想に基づく展示、公演等を可能とするため、公共空間や歴史的建造物、学校施設等の利活用を促進する。
- ・海外の芸術家が日本滞在中に、ストレスなく創造活動に従事することができるよう、各地域において芸術家を円滑に受け入れることができる環境を整備する。

○大規模祭典の企画等に関する専門的助言等体制の整備

- ・大規模祭典を実施する者がその企画等に関し外部から専門的な助言、情報の提供その他の協力を得ることができる体制を整備するため、必要な施策を実施する。

○大規模祭典の国際的評価の確立及び向上

- ・大規模祭典の国際的な評価の確立及び向上を図るため、大規模祭典の海外における紹介及び宣伝の強化、海外において効果的に情報を発信することのできる有識者等の大規模祭典への招へいの促進その他の必要な施策を実施する。

○大規模祭典への来訪者の利便性向上

大規模祭典への来訪者の利便性を向上させるため、大規模祭典について、来訪のための交通手段及び滞在のための施設の確保及び充実、展示、公演等に関する外国語によるものを含む案内の充実等が図られるよう、必要な施策を実施する。

○大規模祭典を実施する者の海外関係者との交流・連携

大規模祭典を実施する者が、海外において国際文化交流の祭典を実施する者と交流するとともに、大規模祭典の実施についてその者と連携することができるよう、世界の幅広い地域へ我が国の文化人・芸術家等を派遣するなど、必要な施策を実施する。

(2) 地域の祭典を含めた国の施策

○情報の収集等

国際文化交流の祭典に関する国内外における実施状況その他の情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供が行われるよう、必要な施策を実施する。

○ボランティア活動への参加の促進等

地域社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るため、ボランティア等の活用を推進する。

○国際文化交流の祭典の相互の連携等

文化人・芸術家等の相互交流を推進し、創造的な企画による国際文化交流の祭典の振興を図るとともに、祭典間の連携促進により、運営基盤の強化を図る。

3. その他国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(1) 大規模祭典のための国の施策

○大規模祭典の実施の推進に関する関係機関等との連携

- ・独立行政法人日本芸術文化振興会は、日本の文化芸術の魅力を国内外に発信する「日本博」の事務局を担い、その成果を踏まえ大規模祭典の実施に協力する。
- ・独立行政法人国際交流基金は、海外において国際文化交流の祭典を実施する者等との交流事業を実施してきた実績を有しており、外交政策上重要な国内の大規模祭典の実施の推進にあたっては、その知見と事業を積極的に提供していく。
- ・祭典法第20条に基づく国際文化交流の祭典推進会議が中心となり、国際文化交流の祭典の実施の総合的、効果的かつ効率的な推進を図る。さらに、国、地方公共団体、有識者、民間等による新たな大規模祭典の創設及び大規模祭典の継続的かつ安定的に実施するための会議を設置し、地域の祭典との連携も含め、体制整備を図る。

(2) 地域の祭典を含めた国の施策

○地方公共団体及び民間の団体等に対する支援

国際文化交流の祭典の実施はもとより、我が国における文化芸術の創造と発展を図り、我が国、地域の優れた文化芸術の次世代への継承等、地方公共団体及び民間の団体等が実施する取組を支援する。

(3) 地方公共団体の施策

地方公共団体は、国の施策を勘案し、その地域の実情に応じ、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策を実施する。

国際文化交流の祭典の実施の推進に関する基本計画
(案)

平成31年 月 日

はじめに	1
1 国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策についての基本的な方針 ...	1
(1) 我が国における国際文化交流の祭典に係る現状, 課題	1
(2) 国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律の目的, 基本理念及び 定義	2
・ 目的	2
・ 基本理念	3
・ 定義	3
(3) 本計画の位置付け	3
2 国際文化交流の祭典の実施の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき 施策	4
(1) 大規模祭典のための国の施策	4
・ 大規模祭典の継続的かつ安定的な実施	4
・ 大規模祭典の企画等に関する外部の専門的な助言等の体制の整備	5
・ 大規模祭典の国際的な評価の確立及び向上	5
・ 大規模祭典への来訪者の利便性の向上	5
・ 大規模祭典を実施する者の海外との交流等	5
(2) 地域の祭典も含めた国の施策	6
・ 情報の収集等	6
・ 専門的能力を有する者の確保等	6
・ ボランティア活動への参加の促進等	6
・ 国際文化交流の祭典の相互の連携等	6
3 その他国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策を総合的かつ計画的 に推進するために必要な事項	6
(1) 大規模祭典のための国の施策	6
・ 大規模祭典の実施の推進に関する関係機関等との連携	6
(2) 地域の祭典も含めた国の施策	7
・ 地方公共団体及び民間の団体等に対する支援	7
(3) 地方公共団体の施策	7

はじめに

現在、世界には「ヴェネチア・ビエンナーレ」に代表されるような国際的に大きな影響力を有する国際文化交流の祭典が複数存在している。

我が国においても国際的に高い水準の国際文化交流の祭典を実施していくことは、世界の文化芸術の発展に貢献するものであり、我が国の国際的地位の向上等、外交上の観点からも重要な課題となっている。

また、近年、日本各地において、地域の歴史や風土等を生かした国際文化交流の祭典が実施されており、これらは、活力ある地域社会の実現につながるものとして、一層推進していく必要がある。

文化芸術基本法（平成 13 年法律第 148 号）¹は、芸術祭の開催又はこれへの参加について、明示的に規定している²。また、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、文化芸術推進基本計画（平成 30 年 3 月 6 日閣議決定）が策定されている。

平成 30 年 6 月 13 日、国際文化交流の祭典の実施を推進するため、議員立法により「国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律（平成 30 年法律第 48 号）」（以下「祭典法」という。）が公布、施行された。祭典法第 7 条には、「政府は、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を定め」る旨の規定があり、基本計画には、基本的な方針、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策、その他必要な事項を定めることとされている。

これらを踏まえ、この基本計画は、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する基本的な計画かつ国際文化交流の祭典の振興に当たっての指針として策定するものである。

1 国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策についての基本的な方針

（1）我が国における国際文化交流の祭典に係る現状、課題

¹ 平成 29 年に文化芸術振興基本法を改正して、文化芸術基本法が制定された。

² 文化芸術基本法（平成 13 年法律第 148 号）抄

第 2 条第 7 項 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

第 15 条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

第 15 条第 2 項 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

国際連合教育科学文化機関憲章（ユネスコ憲章）は、その前文において、「相互の風習と生活を知らないことは、人類の歴史を通じて世界の諸人民の間に疑惑と不信をおこした共通の原因であり」と述べ、「政府の政治的及び経済的取極のみに基く平和は、世界の諸人民の、一致した、しかも永続する誠実な支持を確保できる平和ではない。よって平和は、失われたいためには、人類の知的及び精神的連帯の上に築かなければならない。」とうたっている。

世界各地で行われている国際文化交流の祭典の歴史をひもとくと、現在まで続く主要な祭典が19世紀末頃には創設され、時代を鋭く捉えた芸術家の視点や、芸術家、来訪者間の交流の場を提供することにより、国際相互理解の増進に寄与してきた。

我が国においても、2000年以降、新潟、横浜、瀬戸内、愛知³等において、現代美術の分野での国際文化交流の祭典が創設され、人々に対し芸術鑑賞の機会を創出し、多くの来訪者⁴を集めているが、「ヴェネツィア・ビエンナーレ」、「カンヌ国際映画祭」に比肩するような大規模な祭典は行われていない。したがって、創造的な内容の企画、優れた芸術家の世界の多様な国又は地域からの参加等により国際的に大きな影響力を有し、国内のみならず海外からも多数の来訪者が得られる国際文化交流の祭典の実施を目指すことが求められる。

（２） 国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律の目的、基本理念及び定義 ・目的

祭典法第1条において、その目的を以下のとおり定めている。

この法律は、国際文化交流の振興を図る上で我が国が国際文化交流の場を提供することが重要であることに鑑み、国際文化交流の祭典の実施の推進に関し、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の国際文化交流の祭典の実施を推進するために必要な事項を定めることにより、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国際文化交流を通じた心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与するとともに、世界の文化芸術の発展に貢献し、あわせて我が国の国際的地位の向上に資することを目的とする。

³ 大地の芸術祭 越後妻有アートトリエンナーレ（2000年）、横浜トリエンナーレ（2001年）、瀬戸内国際芸術祭（2010年）、あいちトリエンナーレ（2010年）

⁴ 直近の来場者数

大地の芸術祭 越後妻有アートトリエンナーレ 2018：548,380人

ヨコハマトリエンナーレ 2017：259,032人

瀬戸内国際芸術祭 2016：1,040,050人

あいちトリエンナーレ 2016：601,635人

・基本理念

祭典法第3条において、国際文化交流の祭典の実施を推進する基本理念として、以下の事項が示されている。

- ① 国際文化交流の場を提供することにより、世界における多様な文化芸術の発展に積極的に貢献するとともに、我が国に対する諸外国の理解を深め、及び国際相互理解の増進を図ること。
- ② 創造的な内容の企画、優れた芸術家の世界の多様な国又は地域からの参加等により国際的に大きな影響力を有し、国内のみならず海外からも多数の来訪者が得られる国際文化交流の祭典が実施されることを目指すこと。
- ③ 全国各地において、多彩な文化芸術に係る国際文化交流の祭典が実施されるようにすること。この場合において、地域住民その他の地域社会を構成する多様な主体の参加と協力が得られるようにするとともに、地域の歴史、風土等の特性が生かされるようにすること。
- ④ 青少年が国際的に高い水準の文化芸術に接する機会を充実させること。
- ⑤ 国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策と、国際観光の振興に関する施策、地域の活性化に関する施策その他の関連する施策との有機的な連携が図られるようにすること。

・定義

祭典法第2条において、「国際文化交流の祭典」とは「国際文化交流のために行われる複数の公演、展示等からなる文化芸術に係る国際的な催し」であり、我が国において行われるものに限ると定義されている。また、このうち「創造的な内容の企画、優れた芸術家の世界の多様な国又は地域からの参加等により国際的に大きな影響力を有し、国内のみならず海外からも多数の来訪者が得られる国際文化交流の祭典」及び「これを目指して実施される大規模な国際文化交流の祭典」を、祭典法第8条において特に「大規模祭典」として位置付けている。

(3) 本計画の位置付け

祭典法においては、大規模祭典の実施の推進のための国の施策を規定している。また、全国各地において実施されている多彩な文化芸術に係る国際文化交流の祭典(以下「地域の祭典」という。)についても規定している。

国際文化交流の祭典は、その成り立ちや担い手も様々であり、祭典法に基づく祭典の在り方を一義的に示すことは難しいが、音楽、演劇、現代アート等の様々な分野で大規模祭典の実施を推進するとともに、地域の祭典を維持・発展させて

いくために、文化芸術推進基本計画等を踏まえ、祭典を実施する者が行う取組を総合的かつ計画的に推進するため、国及び地方公共団体等が取り組むべき方を定めたのが、本基本計画である。

なお、国際文化交流の祭典の実施に当たっては、国際文化交流の祭典が関連分野との連携により社会的・経済的価値を創出し、その新たな価値が国際文化交流の祭典の持続的な発展を支える好循環を創出することが重要である。

また、地域の祭典の実施を推進するためには、後述する「地域の祭典も含めた国の施策」だけではなく、「大規模祭典のための国の施策」に記載された施策も実情に応じて取り入れることが有効である。

2 国際文化交流の祭典の実施の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

(1) 大規模祭典のための国の施策

・大規模祭典の継続的かつ安定的な実施

大規模祭典を継続的かつ安定的に実施するためには、大規模祭典に関わる専門的人材の確保・養成が重要である。ここでいう人材には、例えば当該祭典の理念や方向性を提示する等、祭典を代表する者から、国内外の調整や財務、広報などの祭典運営を担う事務局関係者、芸術家の制作補助者、開催期間中の運営をサポートするボランティア、その地域の魅力や特色を発信する者まで幅広い者が含まれる。人材の確保・養成に当たっては、大規模祭典の実施に求められる知識・ノウハウが専門的で多様であることを意識して行うこととする。

また、大規模祭典において芸術家の自由な発想に基づく展示、公演等を可能とするため、必要な施設を確保するとともに、通常はその用途に供していない公園、駅等の公共空間や、歴史的建造物を活用できるよう取組を推進する必要がある。さらに、大規模祭典においては、展示、公演のみならず、地域住民や子供向けのワークショップなど多数の催しが実施されることが多く、地域の文化施設や学校施設等の活用を推進することも有効である。

加えて、世界の多様な国又は地域から優れた芸術家やキュレーター⁵等が大規模祭典に参加するに当たって、海外の芸術家等が日本滞在中にストレスなく創造活動に従事することができるよう、国は芸術家を円滑に受け入れることができる環境を整えていく。

⁵ 美術館、博物館で、資料や作品の研究、収集、展示、管理などに携わる専門職。歴史的にはコレクションの管理者であったが、現在では美術史など専門の知識をもとに、収集や企画の中心的役割を果たす職員を指す。(『岩波西洋美術用語辞典』2005年11月、株式会社岩波書店)

・大規模祭典の企画等に関する外部の専門的な助言等の体制の整備

国は、大規模祭典を実施する者がその企画等に関し外部から専門的な助言、情報の提供その他の協力を得ることができる体制を整備するため、必要な施策を講ずるものとする。

あわせて、大規模祭典を実施する者の内部に専門的人材を適切に配置するとともに、大規模祭典を実施する者が、展示、公演等の企画に際し、知見を有する者から専門的な助言等が受けられるとともに、実施後にも活動の結果に関するフィードバックが得られ、自らPDCAサイクルを確立することが重要である。

・大規模祭典の国際的な評価の確立及び向上

国は、大規模祭典の国際的な評価の確立及び向上を図るため、大規模祭典の海外における紹介及び宣伝の強化、海外において効果的に情報を発信することのできる有識者等の大規模祭典への招へいの促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

あわせて、大規模祭典について海外メディア等の招へいによる海外紙等への記事掲載等の促進、その他招へいを通じた帰国後の海外での発信強化により、海外における日本の大規模祭典に関する認知度を高めていくことが有効である。

・大規模祭典への来訪者の利便性の向上

国は、大規模祭典への来訪者の利便性を向上させるため、大規模祭典について、来訪のための交通手段及び滞在のための施設の確保及び充実、展示、公演等に関する外国語によるものを含む案内の充実等が図られるよう、必要な施策を講ずるものとする。

あわせて、大規模祭典をきっかけとして当該地域に来訪した者が地域の文化施設、伝統文化、自然、歴史的景観、魅力ある食文化等の日本文化に触れることができる機会を増やすため、周遊・滞在が促進されるような観光地域づくりを推進していく。

・大規模祭典を実施する者の海外との交流等

国は、大規模祭典を実施する者が、海外において国際文化交流の祭典を実施する者と交流するとともに、大規模祭典の実施についてその者と連携することができるよう、世界の幅広い地域へ我が国の文化人・芸術家等を派遣するなど、必要な施策を講ずるものとする。

(2) 地域の祭典も含めた国の施策

・情報の収集等

国は、国際文化交流の祭典に関する国内外における実施状況その他の情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

あわせて、地方公共団体等における文化芸術振興に係る施策の企画立案や評価等に資する基礎的なデータ収集や各種調査研究の充実を図る。

・専門的能力を有する者の確保等

国は、国際文化交流の祭典の企画等に関し専門的能力を有する者の確保、養成及び資質の向上を図るため、情報の提供等、必要な施策を講ずるものとする。

・ボランティア活動への参加の促進等

地域の祭典を含め、国際文化交流の祭典が当該地域において「我が事」として受け入れられるようにするためにも、地域住民やその他の地域社会を構成する多様な主体の参加と協力を得ることが必要である。現在も史跡ガイドや観光ボランティア等として地域住民が活躍する例は多くあり、また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会においては、多数のボランティアが活動する予定である。これらの人的資源を国際文化交流の祭典においても活用できるよう、情報提供、相互交流の推進などの環境整備を図っていくことが重要である。

・国際文化交流の祭典の相互の連携等

国内における国際文化交流の祭典の相互の連携により、来訪者の増加や人材、知識・ノウハウの共有が図られ、我が国における国際文化交流の祭典の円滑な実施及び質の向上が見込まれる。

このため、文化人・芸術家等の相互交流を推進し、創造的な企画による国際文化交流の祭典の振興を図るとともに、国際文化交流の祭典間の連携促進により、運営基盤の強化を図ることが必要である。

3 その他国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(1) 大規模祭典のための国の施策

・大規模祭典の実施の推進に関する関係機関等との連携

国は、我が国以外の国又は地域の政府機関等、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人国際交流基金その他の国内外の関係機関及び民間の団

体との連携を促進していくことが重要である。

独立行政法人日本芸術文化振興会は、日本の文化芸術の魅力を国内外に発信する「日本博」の事務局を担い、その成果を踏まえ大規模祭典の実施に協力していく。

独立行政法人国際交流基金は、長年にわたり、海外において国際文化交流の祭典を実施する者等との交流事業を実施してきた実績を有するとともに、日本と ASEAN 諸国の文化交流の祭典「響き合うアジア 2019」の国内外への展開等文化事業を実施してきているところ、外交政策上重要な国内の大規模祭典の実施の推進に当たっても、その知見と事業を積極的に提供していく。

また、祭典法第 20 条に基づく国際文化交流の祭典推進会議が中心となり、国際文化交流の祭典の実施の総合的、効果的かつ効率的な推進を図る。

さらに、国、地方公共団体、有識者、民間等による新たな大規模祭典の創設及び大規模祭典を継続的かつ安定的に実施するための会議を設置し、地域の祭典との連携も含め、体制整備を図る。

(2) 地域の祭典も含めた国の施策

・地方公共団体及び民間の団体等に対する支援

祭典法の理念に基づき、大規模祭典及び地域の祭典が継続的かつ安定的に実施されるためには、国際文化交流の祭典を実施する者のニーズを的確に把握したうえで、実情に応じた対応が求められる。また、国際文化交流の祭典を実施する土台となるのは、当該祭典が開催される地域、ひいては我が国における豊かな文化芸術活動である。

このため、国際文化交流の祭典の実施はもとより、我が国における文化芸術の創造と発展を図り、我が国や地域の優れた文化芸術の次世代への継承等、地方公共団体及び民間の団体等が実施する取組を促進する。

(3) 地方公共団体の施策

地方公共団体は、国の施策を勘案し、その地域の実情に応じ、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策を講ずるものとする。

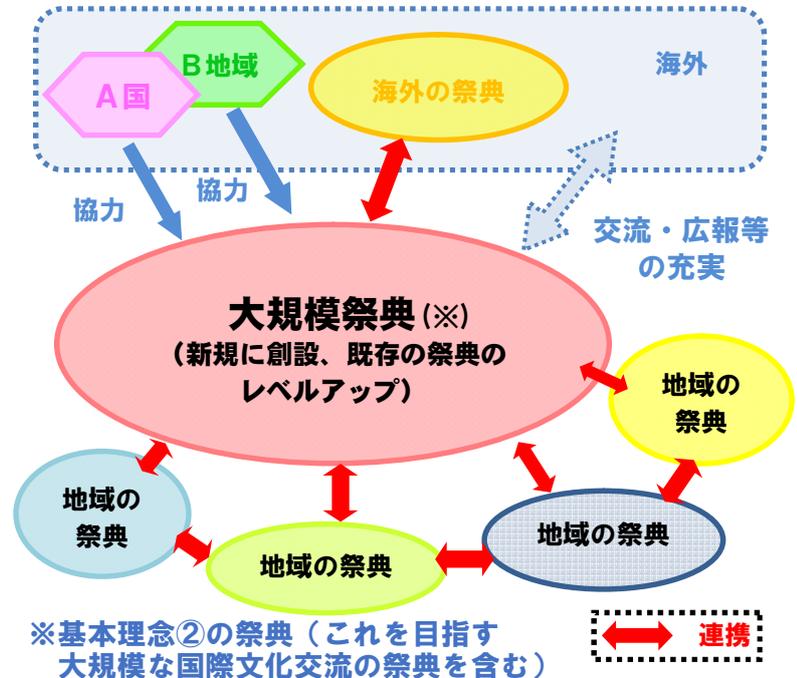
国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律の概要

【法案の目的】 国際文化交流の振興を図る上で我が国が国際文化交流の場を提供することが重要
(1条) → 国際文化交流の祭典の実施を推進

- ・ 国際文化交流を通じた心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与
- ・ 世界の文化芸術の発展に貢献
- ・ 我が国の国際的地位の向上に資する

基本理念(3条)

- ① 国際文化交流の場の提供による世界への貢献、我が国に対する諸外国の理解の深化、国際相互理解の増進を図る
- ② 創造的な内容の企画、優れた芸術家の世界の多様な国等からの参加等により国際的に大きな影響力を有し、国内外から多数の来訪者が得られる国際文化交流の祭典の実施を目指す
- ③ 全国各地において多彩な文化芸術に係る祭典が実施されるようにする
 この場合に、地域住民等の参加・協力が得られ、地域の特性が生かされるようにする
- ④ 青少年が世界レベルの文化芸術に接する機会を充実させる
- ⑤ 国際観光の振興、地域の活性化等の関連施策との有機的な連携を図る



基本計画(閣議決定)で具体化(7条)

大規模祭典のための国の施策

- 継続的かつ安定的な実施に必要な人的・物的体制の整備(専門的な人材の継続的な確保、会場の確保、芸術家の受入れ体制の整備等)(8条)
- 企画等に関する外部の専門的なサポート体制の整備(9条)
- 海外へのアピール(インフルエンサーの招へい等)(10条)
- 来訪者の交通手段・滞在施設の充実・確保等(11条)
- 海外の祭典との交流・連携(12条)
- 外国の政府機関等、国際交流基金その他の国内外の関係機関及び民間の団体との連携(13条)

地域の祭典も含めた幅広い国の施策

- 海外も含めた祭典に関する実施状況等の情報の収集・整理・提供(14条)
- 企画等に関する専門的な人材の確保等(15条)
- ボランティア活動への参加の促進等(16条)
- 国内の祭典相互の連携(17条)
- 地方公共団体・民間団体等による祭典の実施・参加等への支援(18条)

地方公共団体は、国の施策を勘案し、地域の実情に応じた施策を講ずる。(19条)

【推進体制:関係省庁による推進会議の設置】(20条)

- 国際文化交流の祭典推進会議を設け、文部科学省、外務省、経済産業省、国土交通省等の関係行政機関相互の調整を行う。

【財政上の措置等】(6条)

- 政府は、施策を実施するため必要な財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる。

国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条―第六条）

第二章 基本計画（第七条）

第三章 基本的施策

第一節 国の施策（第八条―第十八条）

第二節 地方公共団体の施策（第十九条）

第四章 国際文化交流の祭典推進会議（第二十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国際文化交流の振興を図る上で我が国が国際文化交流の場を提供することが重要であることに鑑み、国際文化交流の祭典の実施の推進に関し、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにす

るとともに、基本計画の策定その他の国際文化交流の祭典の実施を推進するために必要な事項を定めることにより、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国際文化交流を通じた心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与するとともに、世界の文化芸術の発展に貢献し、あわせて我が国の国際的地位の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「国際文化交流の祭典」とは、国際文化交流のために行われる複数の公演、展示等からなる文化芸術に係る国際的な催しをいう。ただし、第十二条及び第十四条を除き、我が国において行われるものに限る。

(基本理念)

第三条 国際文化交流の祭典の実施の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 国際文化交流の場を提供することにより、世界における多様な文化芸術の発展に積極的に貢献するとともに、我が国に対する諸外国の理解を深め、及び国際相互理解の増進を図ること。

二 創造的な内容の企画、優れた芸術家の世界の多様な国又は地域からの参加等により国際的に大きな影

響力を有し、国内のみならず海外からも多数の来訪者が得られる国際文化交流の祭典が実施されることを目指すこと。

三 全国各地において、多彩な文化芸術に係る国際文化交流の祭典が実施されるようにすること。この場合において、地域住民その他の地域社会を構成する多様な主体の参加と協力が得られるようにするとともに、地域の歴史、風土等の特性が生かされるようにすること。

四 青少年が国際的に高い水準の文化芸術に接する機会を充実させること。

五 国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策と、国際観光の振興に関する施策、地域の活性化に関する施策その他の関連する施策との有機的な連携が図られるようにすること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国際文化交流の祭典の実施の推進に関し、国との

連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策を実施するため必要な財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画

第七条 政府は、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 国際文化交流の祭典の実施の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推

進ずるために必要な事項

3 文部科学大臣及び外務大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 文部科学大臣及び外務大臣は、基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、国土交通大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 文部科学大臣及び外務大臣は、第三項の閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

第一節 国の施策

(大規模祭典の継続的かつ安定的な実施)

第八条 国は、大規模祭典（第三条第二号の国際文化交流の祭典及びこれを目指して実施される大規模な国際文化交流の祭典をいう。以下第十三条までにおいて同じ。）の継続的かつ安定的な実施を図るため、大規模祭典を実施する者が、当該大規模祭典について、企画等に関し専門的能力を有する者の継続的な確保、

公演、展示等を行う施設等の確保、海外の芸術家を円滑に受け入れることができる体制の整備等を行うことができないよう、必要な施策を講ずるものとする。

(大規模祭典の企画等に関する専門的な助言等の体制の整備)

第九条 国は、大規模祭典を実施する者がその企画等に関し外部から専門的な助言、情報の提供その他の協力を得ることができない体制を整備するため、必要な施策を講ずるものとする。

(大規模祭典の国際的な評価の確立及び向上)

第十条 国は、大規模祭典の国際的な評価の確立及び向上を図るため、大規模祭典の海外における紹介及び宣伝の強化、海外において効果的に情報を発信することのできる有識者等の大規模祭典への招へいの促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(大規模祭典への来訪者の利便性の向上)

第十一条 国は、大規模祭典への来訪者の利便性を向上させるため、大規模祭典について、来訪のための交通手段及び滞在のための施設の確保及び充実、展示、公演等に関する外国語によるものを含む案内の充実等が図られるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(大規模祭典を実施する者の海外との交流等)

第十二条 国は、大規模祭典を実施する者が、海外において国際文化交流の祭典を実施する者と交流すると

ともに、大規模祭典の実施についてその者と連携することができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(大規模祭典の実施の推進に関する関係機関等との連携)

第十三条 国は、大規模祭典の実施の推進に関し、我が国以外の国又は地域の政府機関等、独立行政法人国

際交流基金その他の国内外の関係機関及び民間の団体との連携を図るものとする。

(情報の収集等)

第十四条 国は、国際文化交流の祭典に関する国内外における実施状況その他の情報の収集、整理及び分析

並びにその結果の提供が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(専門的能力を有する者の確保等)

第十五条 国は、国際文化交流の祭典の企画等に関し専門的能力を有する者の確保、養成及び資質の向上を

図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(ボランティア活動への参加の促進等)

第十六条 国は、国際文化交流の祭典の実施に関するボランティア活動への参加の促進及びその活動の充実を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(国際文化交流の祭典の相互の連携)

第十七条 国は、国際文化交流の祭典の円滑な実施及び質の向上に資するよう、国際文化交流の祭典の相互の連携を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体、民間の団体等に対する支援)

第十八条 国は、地方公共団体、民間の団体等による国際文化交流の祭典の実施、これへの参加その他その実施の推進を支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第十九条 地方公共団体は、前節の国の施策を勘案し、その地域の実情に応じ、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策を講ずるものとする。

第四章 国際文化交流の祭典推進会議

第二十条 政府は、文部科学省、外務省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の調整を行う

ことにより、国際文化交流の祭典の実施の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るため、国際文化交流の祭典推進会議を設けるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。